

特別会計に関する法律の一部を改正する法律について  
(令和7年5月16日成立、令和7年5月23日公布)

財務省 理財局

2025年6月25日

# 特別会計に関する法律の一部を改正する法律について

令和7年5月16日  
成 立

(財政投融资特別会計投資勘定の資金繰りの柔軟性を確保し、安定的・機動的な投資を可能に)

## 課題

- 産業投資を経理する財政投融资特別会計投資勘定（以下、投資勘定）は、NTT株やJT株からの配当金等を主な財源として、
  - 渡し切りの補助金・交付金とは異なる形で、
  - 民間だけでは十分に資金が供給されない分野に、官が先鞭をつける形で、リスクマネーの供給を行うもの。
- 他方、財源が年により変動するため、供給を抑制的に行わざるを得ない。

## 法改正

- 歳入に余裕のある時には、投資勘定の資金（投資財源資金）への繰入れ（＝備える）、歳入に余裕のない時には、投資勘定による借入れ（＝借りる）、が可能となるよう、改正し、投資勘定の資金繰りの柔軟性を確保し、安定的・機動的な投資を可能にするもの。
- （従前は、抑制的に行わざるを得なかったが）今後は、収益性を見込める成長分野に対し、より積極的に、リスクマネーの供給を行っていくことが可能となる。

## 期待される効果の例

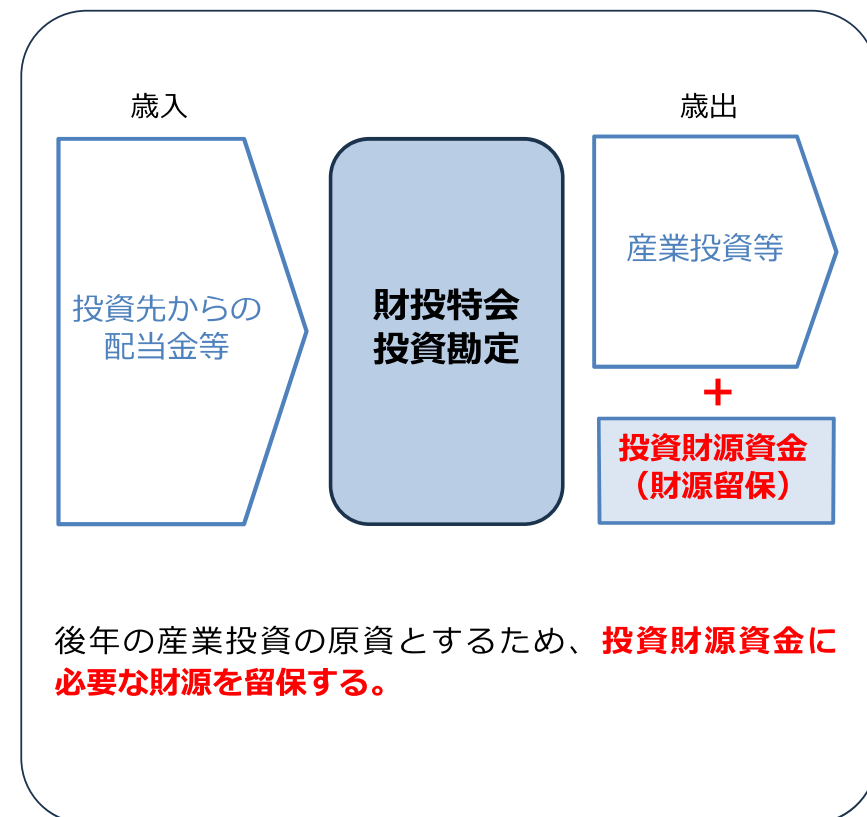
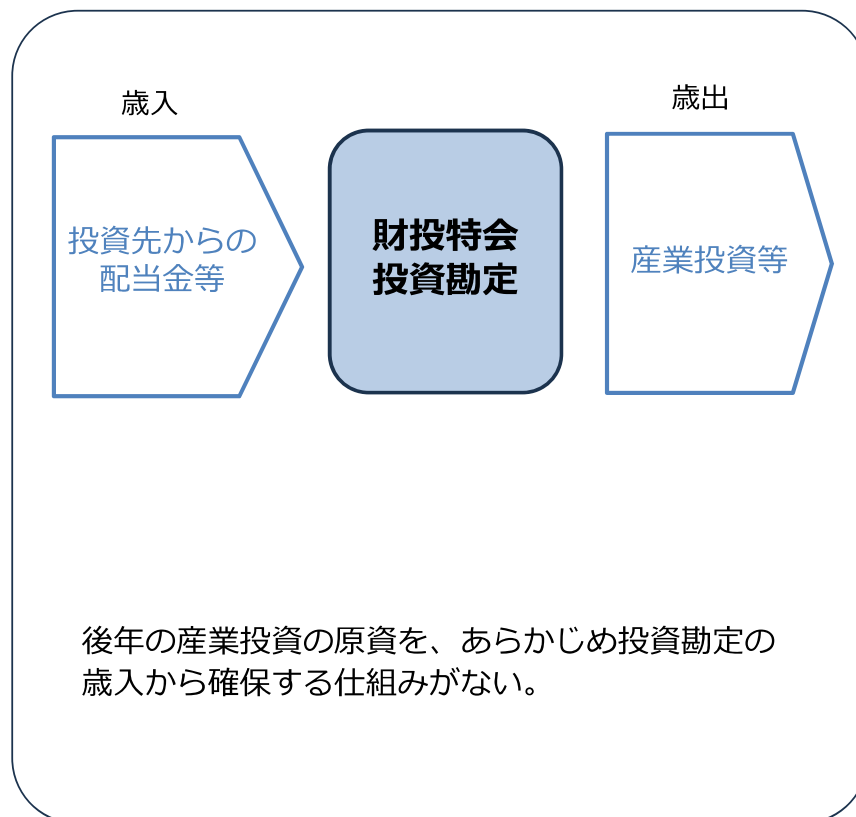
- ① 成長型経済への移行 ⇒ イノベーションの促進（AI・ロボット等）による生産性の向上等を図るため、リスクマネーを積極的に供給。
- ② 地方創生 ⇒ 地方創生の取組（地方大学発ベンチャー、再生可能エネルギー等）へのリスクマネーの供給の規模を拡大。
- ③ 経済安全保障 ⇒ レアメタル等の海外権益の獲得競争で優位に立てるよう、リスクマネーの供給量を拡充。

## 投資勘定における財源留保

投資勘定に設置されている「投資財源資金」を活用し、産業投資の財源不足を補足するための原資を投資勘定の歳入・歳出の状況が許す時期に留保。

現行法下の運用

法改正後の運用

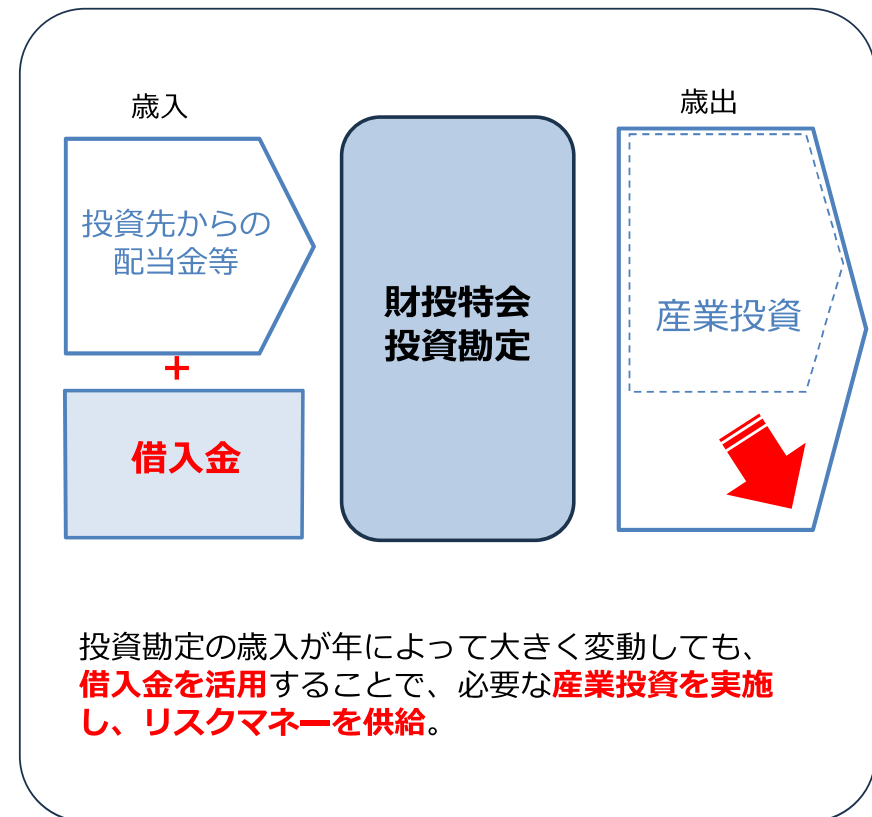
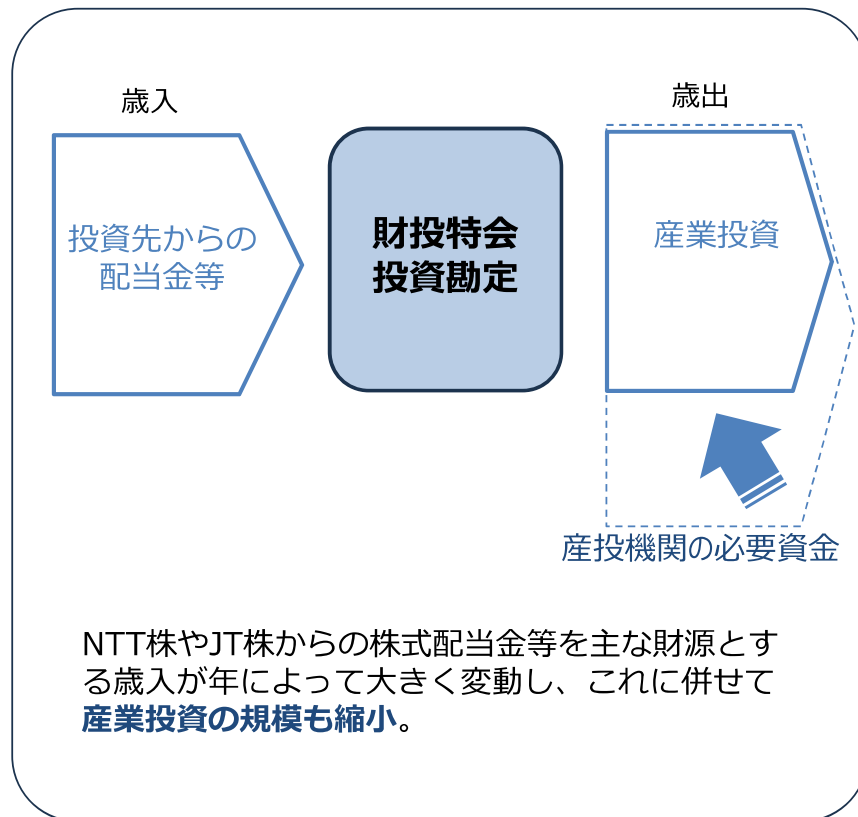


## 投資勘定における借入

経済情勢に即応した適時適切な産業投資を行うための資金調達手段として、借入金を可能とする。

現行法下の運用

法改正後の運用



## 期待される効果（具体的な例）

### ① 成長型経済への移行（例）

#### ● AI

ICU（集中治療室）後の患者の予後をAIでモニタリングし、容体急変の早期発見を行うシステムを開発するスタートアップへの支援  
（日本政策投資銀行）



#### ● ロボット

データ蓄積を可能とするクラウド通信を用いながら、顧客対応を行えるロボットを開発するスタートアップへの支援  
（日本政策投資銀行）



### ② 地方創生（例）

#### ● 地方の大学発スタートアップ

IPS細胞由来の再生医療製品（心筋シート）の実用化に取り組む大学発スタートアップへの支援  
（産業革新投資機構）



#### ● 地方の脱炭素電源開発

熊本県阿蘇郡における地域住民が出資する事業主体が行う、地熱発電事業への支援  
（脱炭素化支援機構）



### ③ 経済安全保障（例）

#### ● 金属鉱物開発事業

自動車産業に必要なレアメタルの確保に向け、南アフリカにおける白金族金属（パラジウム等）の探鉱開発事業への支援  
（エネルギー・金属鉱物資源機構）



（提供元）Ivanhoe Mines

#### ● 天然ガス開発事業

LNGの安定的な確保に向け、オーストラリアにおけるガス田の開発事業への支援  
（エネルギー・金属鉱物資源機構）

天然ガス開発事業（イメージ）



（提供元）Chevron Australia

## 産業投資の財源である歳入の状況（当初予算ベース）

